

標 題：

IBC/BCH コード改正及びMAROPL 73/78附属書Ⅱ，
付録Ⅱ及びⅢの改正に関する外国籍船舶の
適合調査および証書発行について

NK テクニカル インフォメーション

No.8 4

成 2 年 6 月 1 日

関係船主・造船所 各位

拝啓、貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、既にNKテクニカルインフォメーションNo.79(平成元年11月1日)でお知らせ
いたしましたように、標記の改正が本年10月13日に施行されます。

この改正は新造船又は就航船を問わず一律に実施されることから、現在 IBC/BCH適合証書
又は NLS証書を所持するすべての船舶は、施行日までに改正コード又は改正附属書に適合
した証書を所持する必要があります。

つきましては、添付別紙に本改正に関する外国籍船舶の適合調査および証書発行の取扱
いを定めましたので、適合調査申請の際は別紙取扱いに基づいて関連図書を弊社船体部・
タンカー部門まで御提出下さいます様御案内申し上げます。

尚、日本籍船舶に関する取扱いについては、別途御案内申し上げます。

敬 具

添付：NKテクニカルインフォメーションNo. 8 4 別紙

IBC/BCHコード改正及びMARPOL 73/78附属書Ⅱ、付録Ⅱ及びⅢの
改正に関する外国籍船舶の適合調査および証書発行の取扱い

1. 一般

1) 適用規則

第27回海洋環境保護委員会(MEPC)及び第57回海上安全委員会(MSC)においてIBC/BCHコード及びMARPOL 73/78附属書Ⅱ、付録Ⅱ及びⅢの改正案が採択され、それぞれ次の決議番号により規則の改正が実施されることになった。

IBCコード Res.MEPC32(27)及びRes.MSC14(57)

BCHコード Res.MEPC33(27)及びRes.MSC15(57)

MARPOL 73/78 附属書Ⅱ Res.MEPC34(27)

2) 改正内容

本改正は物質の評価に係わる大幅な改正であり、それぞれ IBCコード 17/18章、BCHコードⅥ/Ⅶ章、及び附属書Ⅱ、付録Ⅱ及びⅢに記載された物質の表が全面差替えとなった。

主な内容は次のとおりである。

- a) IBC/BCHコードと附属書Ⅱとの整合をはかったこと。*1)、*2)
- b) 汚染分類と最低要件の見直しにより要件が変更されたこと。*1)
- c) 新規査定物質が追加されたこと。*1)
- d) 物質の命名方法に国際的統一基準を設けることにより、既存物質の名称が変更されたこと。

*1) NKテクニカルインフォメーションNo.79 参照

*2) 附属書Ⅱ，付録Ⅱ及びⅢにのみ記載されていた物質は，IBC/BCHコードの安全面の評価が未完了であり運送実績がないという理由で削除された。但し，今後運送が見込まれる次の17物質については引き続き附属書Ⅱ，付録Ⅱに記載することとなったが，実際の運送に際しては安全面の評価が必要となる。

Butyl lactate

Citric acid

Cobaltnaphthenate in solvent naphtha

1,6-Dichlorohexane

1,1-Dichloropropane

Latex (ammonia inhibited)

Methacrylic resin in 1,2-Dichloroethane solution

Methyl naphthalene

Methyl propyl ketone

Polyalkylene glycol butyl ether

n-Propyl chloride

Silicon tetrachloride

Sodium alumininate solution

Sodium sulphide solution

Sodium sulphite solution

Titanium tetrachloride

Trimethylamine

2. 対象船舶

新造船または就航船を問わず有害液体物質又は危険化学薬品を運送するすべての船舶に適用される。

3. 実施日

本改正（以後，改正規則と称す）は，1990年10月13日より施行される。従って現在 IBC/BCHコード適合証書または NLS証書を所持するすべての船舶は，施行日までに改正規則に適合した証書の発行を受けなければならない。

4. 適合調査および証書発行の申請方法

- 1) 申請者は申込書（添付書式1）に加え申込書添付物（添付書式2）を作成し、必要提出図書（項目5.参照）とともに本会船体部タンカー部門へ提出すること。
- 2) 申込書添付物については、次の項目についてNKテクニカルインフォメーション No.79 を参照の上、作成すること。
 - a) 現有証書に記載された物質の中に改正物質（名称変更物質、汚染分類変更物質または最低要件変更物質）があるか確認すること。
 - b) 現有証書に記載された物質に追加して、新たに申請する物質がある場合は、それらの物質名称を記載すること。（項目8. Amendment Sheets の取扱いに留意のこと。）
 - c) 改正規則に適合させるために船舶の構造または設備の一部を変更する場合は、変更内容を記載すること。

5. 必要提出図書

適合調査を受ける際の必要提出図書は次のとおりである。

- 1) IBC 適合証書またはBCH適合証書を有する船舶
 - ・ P & A マニュアル
 - ・ オペレーションマニュアル
 - ・ ローディングオペレーションマニュアル（但し、損傷時復原性を許容KG。法等で計算した船舶に限る。）
 - ・ 重心トリム計算書及び損傷時復原性計算書（但し、貨物の積付を変更しない船舶及びローディングオペレーションマニュアルを有する船舶を除く。）
- 2) NLS証書を有する船舶
 - ・ P & A マニュアル
- 3) 上記1) または2)の図書の他、改正規則に適合させるために船舶の構造または設備の一部を変更する場合は、変更に係わる図面を提出すること。

6. 検査

4.-2)-c)および5.-3)に関連して、改正規則に適合させるために船舶の構造または設備の一部を変更する場合は、実施日までの定期的検査時に確認検査を受ける必要がある。実施日までに定期的検査の時期が到来しない船舶においては臨時検査が必要となる。

7. 証書の発行

適合調査（改正規則に適合させるために船舶の構造または設備の一部を変更する場合は、適合調査に加えて検査が必要。項目6. を参照のこと。）を終了した外国籍船舶には改正規則適合した証書が発行される。申請者が特に希望する場合、施行日より先立って証書の発行が可能である。

8. Amendment Sheet の取扱い

NKテクニカルインフォメーションNo.73(昭和63年6月30日)により、IMO で仮査定された物質を運送する場合、証書の添付物としてAmendment Sheet を発行しているが、今回の規則改正によって仮査定物質の大半が新規査定物質として規則に取り入れられた。従って、実施日以降これらの新規査定物質を引き続き運送する場合は、証書に記載されなければならないことから、これら新規査定物質を追加申請物質として申込書添付物に記載の上、申請する必要がある。

尚、今回の規則改正で新規査定物質として取り入れられなかった物質でかつIMO で仮査定されている物質を運送する場合は、再度Amendment Sheet が発行される。

9. 適合調査に関するフローチャート

適合調査の申請から証書発行までの流れを添付3に示す。

(添付書式1)

IBC/BCHコード及びMARPOL附属書Ⅱ関係適合調査

および証書発行申込書

平成 年 月 日

財団法人日本海事協会

御中

申込者住所

電話番号/FAX NO.

氏名または名称

印

下記船舶に対する適合調査および証書発行を申し込みます。

船 名	
船級番号・船舶番号・信号符字	
総トン数 / 載貨重量	/
船籍国 および 船籍港	
船舶所有者の住所、氏名または名称	
担当者名および連絡先	TEL: FAX NO.:
建造契約年月日 起工 年月日	
船舶の種類（該当するものに○）	油／ケミカルタンカー，専用ケミカルタンカー， その他の船舶（ ）
現在発行を受けている証書の種類 （該当するものに○）	IBC／BCH適合証書 NLS証書
改正物質の有無	添付参照のこと
関係手数料の請求先 （申請者と異なる場合に記入）	印
備 考	

IBC/BCHコード及びMARPOL附属書Ⅱ関係適合調査
および証書発行申込書 (添 付 物)

1-1: 現有証書に記載された物質に改正物質はあるか。

☐ : YES

☐ : NO

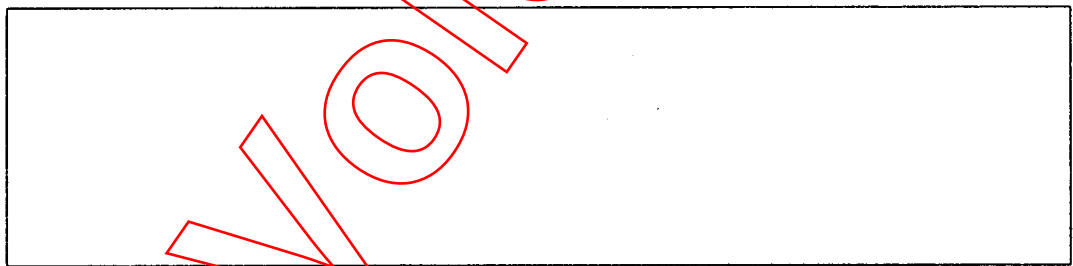
2-1: 現有証書に記載された物質に追加して、新たに申請する物質はあるか。

☐ : YES

☐ : NO

- 2: YESの場合、追加申請物質は次のとおり。

追加申請物質



注) Amendment Sheet 中の新規査定物質を引き続き運送する場合もその物質名称を記載すること

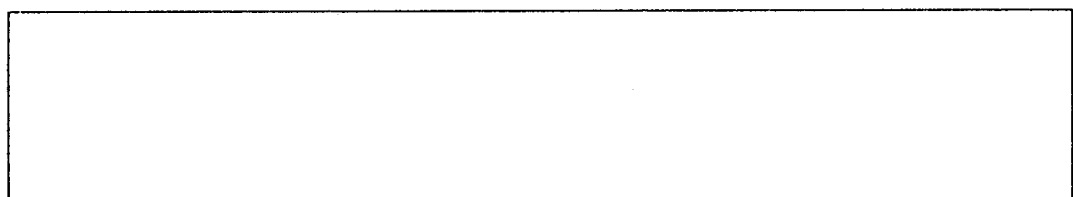
3-1: 1-1又は2-1でYESの場合、改正物質又は追加申請物質の要件に適合させる為に、本船の構造又は設備を変更するか。

☐ : YES

☐ : NO

- 2: YESの場合、変更内容を以下に記載のこと。

変更内容



適合調査に関するフローチャート（外国籍船舶）

